

導水管路耐震化（二重化）事業

実施方針

令和5年7月

津軽広域水道企業団

目次

第1 本事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 事業内容に関する事項	2
第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項	3
1 応募者の募集及び事業者の選定方法	3
2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール	3
3 応募手続等	5
第3 応募者の備えるべき応募資格条件	7
1 応募者の構成	7
2 応募資格	8
3 応募資格の喪失	10
第4 審査及び選定に関する事項	10
1 応募資格の審査	10
2 基礎審査	10
3 審査委員会	11
4 最優秀提案書等の選定	11
5 優先交渉権者の選定	11
6 審査結果の通知及び公表	11
第5 提出書類の取扱い	11
1 著作権	11
2 特許権等	11
第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 基本的な考え方	12
2 要求水準と契約不適合	12
3 技術提案等が達成されなかったときの対応	12
4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	12
第7 契約に関する事項	15
1 見積上限価格	15
2 契約締結及び事業実施の流れ	15
第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
第9 その他	15
1 応募に伴う費用負担	15
2 情報提供	15
3 本事業の実施方針に関する問合せ	15

- 様式1 資料貸与申請書
- 様式2 守秘義務の遵守に関する誓約書
- 様式3 現場見学会参加申込書
- 様式4 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書
- 様式5 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

用語の定義

- ・設計 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・設計成果物 : 事業者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・本事業 : 導水管路耐震化（二重化）事業をいう。
- ・企業団 : 津軽広域水道企業団をいう。
- ・応募者 : 管材企業、設計企業及び地元建設企業で構成する企業をいう。
- ・代表企業 : 応募の主体となる企業をいう。
- ・提案書類 : 見積書及び技術提案書等をいう。
- ・技術提案書 : 企業の実績一覧及び実務実施方針等をいう。
- ・技術提案 : 工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・技術提案等 : 応募者が提出した技術提案並びに設計を含む施工計画、応募者の設計・施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- ・技術資料 : 技術提案等に関する資料をいう。
- ・供給区域 : 弘前市、黒石市、つがる市、五所川原市、平川市（平成 17 年 12 月 31 日における尾上町及び平賀町の区域に限る。）、青森市（平成 17 年 3 月 31 日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町をいう。
- ・設計企業 : 設計を行う企業をいう。
- ・管材企業 : 管材を調達・供給のほか、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する企業をいう。
- ・地元建設企業 : 本社・本店を企業団の供給区域内に有している工事を行う企業をいう。
- ・地元管工事企業 : 本社・本店を企業団の供給区域内に有しており、建設業法第 3 条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けている企業をいう。

第1 本事業の概要

1 事業の目的

本事業は、平成31年3月に策定した「津軽広域水道用水供給事業ビジョン」に掲げる『管路の耐震化とバックアップ機能強化』を実現するための施策である。事業内容としては現在単線である導水管を二重化することで、バックアップ機能を構築するものである。

本事業は企業団にとって大規模な事業であることから、通常業務に加え本事業を行うためには技術職員の増員が必要である。また管路布設の知識・経験を有している職員が不足しており、配置が難しい状況である。

従って、本事業を推進する上では、DB方式を活用することで、職員の負担軽減、技術向上、事業者の技術を活かした品質管理、地元企業の技術向上、事業の効率化を図ることを目的とする。



図 1-1 企業団の施設位置図

表 1-1 主な事業内容

工区	仕様・規模等	備考
1 工区	開削工-市道N 3 DIP-NS ϕ 800 36.0m 開削工-市道N 3 DIP-NS ϕ 900 840.0m 開削工-市道N 4 DIP-NS ϕ 900 1172.8m 水管橋 STPY400 ϕ 900 1 箇所 不断水分岐 ϕ 800 \times ϕ 800 1 箇所 不断水仕切弁挿入 ϕ 1100 1 箇所	
2 工区	開削工-市道N 4 DIP-NS ϕ 900 248.0m 開削工-国道車道 DIP-NS ϕ 900 178.0m 開削工-国道歩道 DIP-NS ϕ 900 1126.0m 推進工 DIP-PN ϕ 900 1 箇所	
3 工区	開削工-国道車道 DIP-NS ϕ 900 79.9m 開削工-国道歩道 DIP-NS ϕ 900 2051.9m 推進工 DIP-PN ϕ 900 2 箇所	
4 工区	開削工-市道N 4 DIP-NS ϕ 900 974.8m 不断水分岐 ϕ 1100 \times ϕ 900 1 箇所 不断水仕切弁挿入 ϕ 1100 1 箇所	

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名

導水管路耐震化（二重化）事業

(2) 管理者名

津軽広域水道企業団 企業長 櫻田 宏

(3) 事業場所

取水バルブ室（青森県黒石市大字板留字大川添 40）から
総合浄水場（青森県黒石市大字石名坂字姥懐 2 番地）まで

(4) 事業形態

ア 発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者にもねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

イ 完成期限

設計 令和 8 年 3 月まで

施工 令和 13 年 3 月まで

ウ 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は次のとおりとする。事業者は、設計及び施工を一体の事業として実施する。

(ア) 設計

(イ) 施工

エ 事業スケジュール（想定）

DB事業開始は令和6年度を予定しており、事業期間は7年間である。

令和6年度より、各工区の詳細設計を実施し、令和7年度から施工を開始する。施工は6カ年を予定していることから、施工期間は令和7～12年度となる。

表 1-2 事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	備考
DB事業（設計）	1・2工区	3・4工区						
DB事業（施工）		1工区	2工区	3工区	4工区			
DB事業期間								

(5) 募集要項等への反映

実施方針公表後における事業者からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、募集要項等に反映させる。

第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項

1 応募者の募集及び事業者の選定方法

(1) 事業者を求める役割

本事業は、現在単線である導水管を二重化することで、バックアップ機能を構築するものである。導水管の布設に当たっては、次の特殊性がある。

ア 既設導水管を運用しながら新設の導水管を布設すること

イ 契約期間中、工区毎に工事完了を随時確認する必要があること

ウ 豪雪地帯に該当し、冬期は降雪・積雪に留意した施工及び工程とすること

(2) 事業者選定方法

本事業は、対象路線の設計・施工に係る技術提案を公募し、事業者の新技术の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

応募者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のとおり予定している。

表 2-1 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和5年7月10日
資料貸与	令和5年7月11～28日
現場見学会	令和5年7月24～28日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和5年8月4日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和5年8月
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、契約書（案））の公表	令和5年9月
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和5年9月
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和5年10月
応募資格審査書類の提出（締切）	令和5年10月
応募資格審査通知の送付	令和5年11月
提案書類の提出（参考見積書及び技術提案書の提出）	令和5年12月
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和6年1月
事業者選定結果公表	令和6年2月
基本協定締結	令和6年2月
設計委託契約締結	令和6年3月
工事請負契約締結（提案内容に基づく）	令和7年5月

3 応募手続等

(1) 資料貸与

資料貸与を次のとおり実施する。

- ア 貸与日 令和5年7月11日から令和5年7月28日まで
(平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで)
- イ 貸与資料 貸与資料は、表 2-2 のとおり

表 2-2 貸与資料一覧

番号	名称
貸与資料1	第単委3-2号 導水管路耐震化(二重化)基本設計業務委託 報告書(管路基本設計)
貸与資料2	第単委3-2号 導水管路耐震化(二重化)基本設計業務委託 参考資料

- ウ 申請期限 令和5年7月28日 午後5時まで
- エ 申請方法 電子メールによる資料貸与申請書(様式1)の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、企業団に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- オ 申請先 津軽広域水道企業団津軽事業部工務課
〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
(電話番号) 0172-88-7883 (工務課直通)
(電子メール) tugaru@tusui.jp
- カ 貸与方法 上記オに示す場所での直接配布
- キ 注意事項
- (ア) 資料媒体は電子データ(DVD-R)とする。
 - (イ) 貸与日時については、申請者に別途通知する。
 - (ウ) 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
 - (エ) 資料貸与時の質疑は受け付けない。
 - (オ) 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書(様式2)の原本を提出すること。
 - (カ) 貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

(2) 現場見学会

現場見学会を次のとおり開催する。

- ア 開催日 令和5年7月24日から7月28日
(午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで)
- イ 対象場所 (総合浄水場内)
青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
(取水バルブ室)
青森県黒石市大字板留字大川添40
- ウ 参加人数 各社5名以内とする。
- エ 申込期限 令和5年7月17日 午後5時まで
- オ 申込方法 電子メールによる現場見学会参加申込書(様式3)の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、企業団に対し、申込期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- カ 申込先 第2の3(1)オと同じ
- キ 注意事項
- (ア) 開催日時については、申込者に別途通知する。
 - (イ) 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で申込状況を確認すること。
 - (ウ) 現場見学会での資料配布は行わない。
 - (エ) 現場見学会での質疑は受け付けない。
 - (オ) 各対象場所間の移動に際して、企業団は車両等を手配しない。
 - (カ) 各対象場所において、申込者が手配する車両の乗入れを認める。

(3) 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ア 提出期限 令和5年8月4日 午後5時まで
- イ 提出方法 電子メールによる実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見書(様式4及び様式5)の提出
なお、送信者は電子メールの送信後、企業団に対し、提出期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- ウ 提出先 第2の3(1)オと同じ

(4) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答は、令和5年8月に企業団のホームページで公表する（予定）。ただし、質問及び意見書の提出者名は公表しない。

なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

第3 応募者の備えるべき応募資格条件

1 応募者の構成

応募者には、設計企業、管材企業、地元建設企業を含むものとする。

設計企業、地元建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、地元建設企業を兼ねることはできない。

なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

また、構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮するものとし、地元管工事企業を少なくとも一企業配置すること。

想定する実施体制を以下に示す。

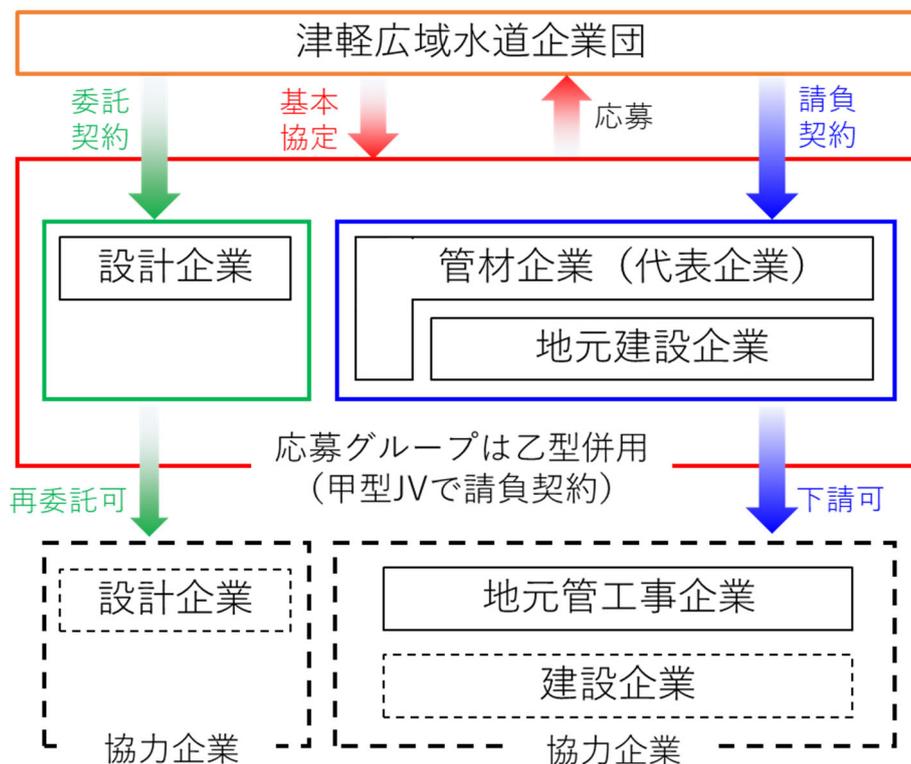


図 3-1 想定事業スキーム

2 応募資格

(1) 応募者に共通する資格条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- ウ 応募資格審査書類提出日から基本協定締結の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- オ 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている者又はその者と資本面（※1）又は人事面（※2）において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務の受注者は、次のとおりである。

・株式会社 日水コン

（※1）当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。

(2) 設計企業の資格条件

- ア 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団有資格建設関連業務業者名簿に業種名称「上水道及び工業用水道」、格付「A」で登載されている本社・本店、支社・支店、営業所等を青森県内に有していること。
- イ 建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく、「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- ウ 平成24年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径500ミリ以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。
- エ 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が①②を兼務することはできない。

① 管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び

工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

② 照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】）又は水道管路施設管理技士（1級）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

(3) 管材企業（代表企業）の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「土木一式工事」又は「水道施設工事」で登載されていること。

ウ 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。

エ 平成24年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の管路DB事業の施工実績を有していること。

オ 「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る管理技術者の資格を有する者で、当該管材企業と直接的な雇用関係にある者を選任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

カ 設計建設の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、企業団との統括的な連絡窓口となるが、設計施工期間における事業進捗に応じて、企業団の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

(4) 地元建設企業の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「土木一式工事」、格付「特A」、総合点「900点以上」で登載されている本社・本店を企業団の供給区域内に有していること。

(5) 協力企業のうち地元管工事企業の資格条件

ア 建設業法第3条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団建設業者等級名簿に業種名称「管工事」又は「水道施設工事」で登載されている本社・本店を企業団の供給区域内に有し

ていること。

ウ 平成 24 年度以降に元請けとして水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、水道用ダクタイル鋳鉄管の布設工事の実績を有すること。

3 応募資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、本事業に応募することができない。

- (1) 第 3 の 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 応募資格審査書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

第 4 審査及び選定に関する事項

1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

企業団は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

企業団は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を 1 つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募資格審査結果の通知

企業団は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2 基礎審査

(1) 提案書類の審査

企業団は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 基礎審査

企業団は、提案価格が見積上限価格以内であるか、また要求水準を満たしているかを審査する。見積上限価格を超えた場合、また要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 基礎審査結果の通知

企業団は、基礎審査結果の結果を応募者の代表企業に通知する。

3 審査委員会

企業団は、事業者の選定に際して、外部有識者等で構成する「導水管路耐震化（二重化）事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

審査委員会は、事業者選定基準をあらかじめ決定し、事業者選定基準に基づいて、応募者の技術提案等の評価を行う。評価の際は、応募者毎にプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行う。

4 最優秀提案書等の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

5 優先交渉権者の選定

企業団は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

6 審査結果の通知及び公表

企業団は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、企業団のホームページ等で公表する。

第5 提出書類の取扱い

1 著作権

応募者から提出された技術資料の著作権は、応募者に帰属する。ただし、企業団は、第4に示す技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合において、応募者の確認を得ずに技術資料を複製及び使用できるものとする。

なお、第9の2に示す情報公開及び情報提供並びに企業団が必要と認める場合、応募者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、企業団が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、企業団が責任を負うものとする。

2 要求水準と契約不適合

- (1) 本事業の設計及び施工に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）に示す。
- (2) 企業団は、設計成果物及び工事目的物が募集要項公表時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。
- (3) 企業団は、上記(2)の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 技術提案等が達成されなかったときの対応

- (1) 事業者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は企業団の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方より、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、企業団がリスクを負う。

本事業で予想されるリスクについて、企業団と事業者の分担を以下に示す。

表 6-1 リスク分担 (1/2)

リスクの種類	No.	説明	担当	
			企業団	事業者
構想・計画リスク	1	企業団の施策変更による事業への影響（変更・中断・中止など）	○	
入札説明書リスク	2	募集要項の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
許認可リスク	3	企業団が取得すべき許認可の遅延による事業への影響	○	
	4	事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更による事業への影響	○	
税制変更リスク	6	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更による事業への影響		○
	7	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更による事業への影響	○	
物価変動リスク	8	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
住民対応リスク	9	事業の実施に関する住民反対運動等への対応	○	
	10	事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動等への対応		○
環境問題リスク	11	企業団が行う業務に起因する環境の悪化	○	
	12	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		○
第三者賠償リスク	13	企業団の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（企業団の指示による事故発生の場合など）	○	
	14	事業者の責任に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
安全確保リスク	15	調査、工事等における安全管理の実施		○
保険リスク	16	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○
構成員・協力企業リスク	17	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		○
債務不履行リスク	18	企業団の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
	19	事業者の事由による事業の中止・延期		○
不可抗力リスク	20	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	21	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	22	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	

表 6-2 リスク分担 (2/2)

リスクの種類	No.	説明	担当	
			企業団	事業者
契約リスク	23	企業団の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	○	
	24	事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		○
発注者責任リスク	25	工事請負契約の締結に関する責任	○	
	26	工事請負契約の内容に関する責任	○	
	27	工事請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
	28	設計委託請負契約の締結に関する責任	○	
	29	設計委託請負契約の内容に関する責任	○	
	30	設計委託請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
測量・調査リスク	31	企業団が実施した測量・調査の不足による事業への影響	○	
	32	事業者が実施した測量・調査の不足による事業への影響		○
地中埋設物リスク	33	上下水道管路等の地中埋設物の損傷（既存資料及び調査から把握・想定可能なもの）		○
	34	上記以外の天災等による企業団と事業者の両者の責に帰することができないこと	○	
設計リスク	35	企業団の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	○	
	36	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
工事遅延・未完成リスク	37	企業団の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○	
	38	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○
環境汚染物質リスク	39	工事に伴うアスベストなど環境汚染物質の発見・対応における事業への影響（費用の増大・遅延など）	○	
性能リスク	40	要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
引渡前損害リスク	41	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		○

第7 契約に関する事項

1 見積上限価格

本事業の見積上限価格については、募集要項等公表時に提示する。

2 契約締結及び事業実施の流れ

契約締結及び事業実施の流れを以下に示す。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 基本協定締結 | 令和 6 年 2 月 |
| (2) 設計委託契約締結 | 令和 6 年 3 月 |
| (3) 工事請負契約締結 | 令和 7 年 5 月 |
| (4) 設計期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月
(事業者提案により短縮可能) |
| (5) 工事期間 | 契約締結日から令和 13 年 3 月
(事業者提案により短縮可能) |

第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業団と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、募集要項等公表時に示す契約書に従う。

また、契約等に関する紛争については、青森地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9 その他

1 応募に伴う費用負担

応募者の技術提案及び申請に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、企業団のホームページ等を通じて行う。

3 本事業の実施方針に関する問合せ

問合せ先 津軽広域水道企業団津軽事業部工務課

電話 0172-88-7883 (工務課直通)

電子メール tugaru@tusui.jp